

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

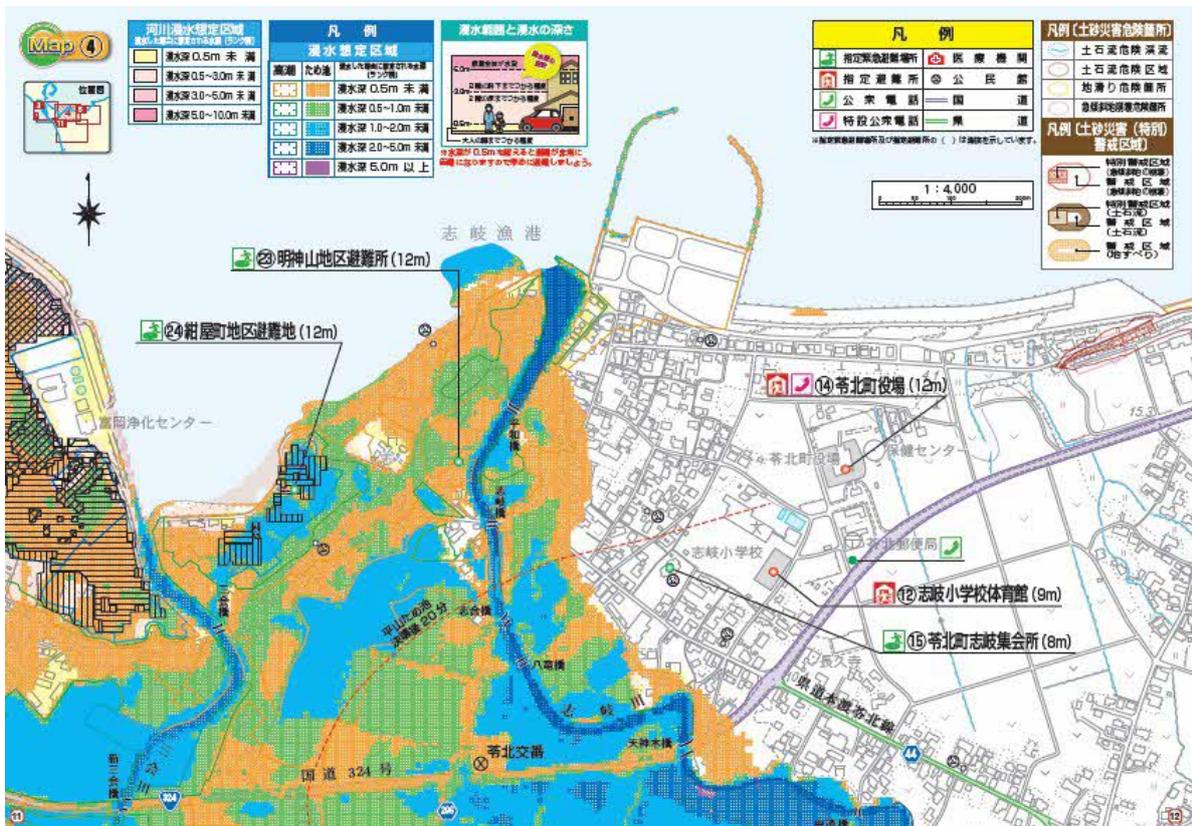
(1) 地域の災害リスク

1) 地形・地質等

苓北町は、熊本県の西にある天草地方の西北端に位置し、北は千々石湾、西は天草洋と2方向は海に、もう2方向は山に囲まれた自然豊かな町で、主な産業は1次産業で米、果樹、レタス栽培が盛んである。天草諸島は、第三紀層地が散在し、特に苓北町では中生代白亜紀の姫浦層群を基盤岩とし、これを覆って新生代古第三紀の堆積岩類の下島層群(福連木層、志岐山層、砥石層)が広く分布している。また、「砥石層」は、砂岩、礫岩、泥岩からなるが、苓北町における砥石層は、泥岩主体で、所々薄い砂岩、砂岩・泥岩の細互層部を挟んでいる。また苓北町には多くの地滑り地形が認められており、地すべりが発生しやすい性状を持っている。また、地形は、志岐地区の一部、富岡地区の一部に平野部はあるが、大半は山間部で構成され、海岸沿いには国道、中央部に県道が整備されており、隣接地へのアクセスとなっている。

苓北町における災害のほとんどが豪雨災害・台風によるものとなっており、豪雨による浸水被害、暴風による建物の破損被害等が発生している。なお、平成27年度には、国の激甚指定を受けるほどの土木施設災害が発生した経緯がある。

● 苓北町の中心部分
(役場周辺)



苓北町では豪雨による洪水被害、土砂災害及び台風に伴う暴風による被害が多く、下記のとおりとなっている。

昭和45年：台風9号	被害額	2億3千万円
昭和51年：台風9号	被害額	2億4千万円
昭和51年：台風17号	被害額	4億6千万円
昭和57年：集中豪雨	被害額	8億3千万円
昭和60年：集中豪雨	被害額	16億円
昭和62年：台風12号	被害額	2億7千万円
平成3年：台風17号	被害額	4億5千万円
平成3年：台風19号	被害額	8億8千万円
平成5年：集中豪雨	被害額	12億6千万円
平成8年：集中豪雨	被害額	3億円
平成11年：台風18号	被害額	5億4千万円
平成27年：集中豪雨	被害額	8億円

上記には記載していないが、都呂々地区の重要路線である国道389号線（年柄～都呂々）については規模の大小はあるものの、暦年のように土砂災害等による通行止等が行われるなどの災害が発生し、住民の生活に支障が出ている状況である。

このことから、苓北町における災害発生は水による物が大半を占めており、特に大潮満潮時に発生した場合被害が大きくなり、これらに対応した災害対策があると考えられる

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、苓北町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

・商工業者数および小規模事業者数 ※平成26年経済センサス

商工業者数 321

小規模事業者 271

【苓北町商工会】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
農業、林業	4	3	町内に幅広く分散
漁業	1	1	沿岸部に立地
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	山間部に立地
建設業	58	54	町内に幅広く分散
製造業	19	16	町内に幅広く分散
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	年柄地区に立地
情報通信業	1	1	志岐地区に立地
運輸業、郵便業	10	9	町内に幅広く分散
卸売業、小売業	113	92	町内に幅広く分散
金融業、保険業	3	3	志岐・富岡地区
不動産業、物品賃貸業	6	6	町内に幅広く分散
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	町内に幅広く分散
宿泊業、飲食サービス業	40	30	町内に幅広く分散
生活関連サービス業、娯楽業	37	35	町内に幅広く分散
教育・学習支援業	1	1	志岐地区に立地
医療、福祉	3	3	町内に幅広く分散

複合サービス事業	4	3	志岐・富岡地区
サービス業	13	8	町内に幅広く分散
分類不能の産業	0	0	
合 計	321	271	

< 苓北町商工会地域の経済構造特徴 >

- ・平成7年に九州電力苓北発電所が営業開始。
海外炭を燃料とする石炭専焼火力発電所で、熊本県内の最大電力需要の約6割をまかなう出力140万キロワットの大容量火力発電所である。1年おきに3月から6月の3ヶ月の期間に定期修理作業員800名を受け入れており、様々な業種に波及効果を創出している。電気ガス水道業の総生産額の推移は、平成6年9億・平成7年325億円・平成20年度385億円・平成26年度125億円と変化している。
- ・苓北町の業種の最大の特徴として、医療・福祉施設が多いことである。病院3・歯科医院2・介護施設4・老人ホーム4・授産施設1。人口千人当たり医師数2.62人（県平均1.43人）後期高齢者百人当たり老人福祉施設定員数2.94人（県平均0.93人）と医療・福祉に力を入れていることを数字が証明している。
- ・321事業所のうち276事業所が、従業員1名～4名であり、ほとんどの事業所が小規模事業者である。平成26年経済センサスの統計で小規模事業者数は271社となっている。
- ・小売業は、家族経営の小規模な事業所があるが、経営者の高齢化や後継者不在などの理由により廃業者が増加している。商業統計によると平成19年の事業所数128件が平成26年には90件と減少し、それに伴い従業員・年間販売額も比例した数字を示している。
- ・鉱業・製造業は、事業所数・従業員数に大きな変化はないが、出荷額は平成21年度と比較して76%と減少傾向にある。陶石採掘業者1社と窯元4社・養殖業者2社・縫製業3社・オムロン下請1社。
- ・宿泊業は、6軒のホテル・旅館があり、年間18千人程度の宿泊者を受け入れている。この中で、1年おきに3月から6月の3ヶ月の間、九州電力の定期修理作業員800人の受入れしているが、一般宿泊者の数は毎年減少しており、経営の持続に苦慮をしている。
- ・飲食業は、人口規模に対して、飲食店が多い。中には創業100年以上のチャンポン店もあり、各地より顧客を呼び込める飲食店あり。飲食店は、廃業もあっているが、開業も増加している。

(3) これまでの取組み

1) 苓北町の取組み

- ・防災計画の策定 避難所の設定、連絡体制の構築、総合防災マップの作成及び全戸へ配布
- ・HP、防災行政無線、テレビ、みつばちラジオを通しての防災情報を提供
- ・天草市安心・安全メールでの情報発信
- ・全戸に戸別受信機の設置
- ・防災備品の備蓄 市の防災危機管理課にて、非常食、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練の実施
- ・応援協定 地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結
- ・天草市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPの策定については未実施
- ・損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、苓北町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者 BCP 策定の推進に関すること>

- ・事業継続力強化計画に関する啓発活動を年に1回、域内事業者全員に実施する。
具体的には苓北町広報にて情報発信する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

苓北町、苓北町商工会で、それぞれの役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

国の示す感染症予防マニュアル及び業種別ガイドラインに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組む可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	2	2	2	2	2

< 詳細 >

セミナー開催数：天草市商工会、上天草市商工会と連携して年に1回程度開催する。新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、会場集合型とWeb参加型を事業所が選択できるように準備する。

BCP策定件数：苓北町商工会として年2件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・苓北町商工会は 令和3年6月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・苓北町と苓北町商工会にて、第二四半期（7月～9月）に協議の場を設け、商工会自身の事業計画の見直し、セミナー事業等を検討する。
- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況を確認する。
- ・苓北町と苓北町商工会にて、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・苓北町商工会の事業継続計画に従い、SNS で迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条第 1 項に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、苓北町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 高潮の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

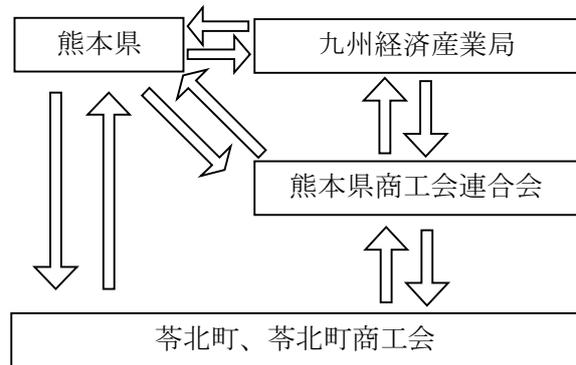
- ・本計画により、苓北町商工会と苓北町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4 週目	1 日に 1 回共有する
5 週目～8 週目	2 日に 1 回共有する
9 週目以降	週に 1 回共有する

- ・ 苓北町で取りまとめた「苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 苓北町と苓北町商工会は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 苓北町と苓北町商工会は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会へ報告・共有する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、苓北町と商工会が共有した情報を熊本県の指定する方法にて苓北町又は商工会より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 苓北町商工会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について苓北町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。商工会と苓北町で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業）を明確化しておく。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、苓北町・苓北町商工会で集約し、熊本県と情報共有を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて苓北町・苓北町商工会で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
(令和7年4月1日)							
(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)							
熊本県商工会連合会 法定経営指導員 1名	苓北町商工会 経営指導員 1名 (法定経営指導員) 経営支援員 2名 一般職員 1名 記帳指導職員 1名						
	苓北町 商工観光課 連携 連絡調整						
	確認・連携・情報共有 苓北町 総務課 苓北町 福祉保健課						
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制							
①当該経営指導員の氏名、連絡先							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">森本 悠丞 (苓北町商工会)</td> <td style="padding: 2px;">後述 (3) ①参照</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">西村 直 (熊本県商工会連合会)</td> <td style="padding: 2px;"> 熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階 電 話 096-325-5161 F A X 096-325-7640 </td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	連絡先	森本 悠丞 (苓北町商工会)	後述 (3) ①参照	西村 直 (熊本県商工会連合会)	熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階 電 話 096-325-5161 F A X 096-325-7640	
氏 名	連絡先						
森本 悠丞 (苓北町商工会)	後述 (3) ①参照						
西村 直 (熊本県商工会連合会)	熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階 電 話 096-325-5161 F A X 096-325-7640						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回) 							
(3) 商工会/関係市町村連絡先							
①苓北町商工会							
〒863-2502 熊本県天草郡苓北町上津深江 4535-2							
電話 : 0969-37-1244 FAX : 0969-37-1245							
E-mail : reihoku@kumashoko.or.jp							
②関係市町村							
苓北町商工観光課							
〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐							
電話 : 0969-35-3332 FAX : 0969-35-2454							
E-mail : kankou@town.reihoku.lg.jp							

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	96	96	96	96	96
講師謝金	66	66	66	66	66
講師旅費	20	20	20	20	20
資料印刷費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、苓北町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等